

新たな旅のスタイル TOKUSHIMACITY 助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、県をまたぐ往来の自粛等により全国的に観光需要が減少傾向にある中、出張等の機会を活用して余暇を楽しむブレッジャーの利用促進を行い、本市の観光需要を喚起するとともに、幅広い産業にその効果を波及させ、観光消費の拡大を図ることを目的に、「新たな旅のスタイル TOKUSHIMACITY 助成金」(以下「助成金」という。)を交付することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和30年徳島市規則第14号)に定めるもののほか、必要な事項等を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 徳島市外を所在地とする企業等に勤務している者
- (2) 徳島市に出張した者
- (3) 出張日前後の日に滞在を延長して徳島市内の宿泊施設で宿泊した者
- (4) 徳島県内のレジャー施設等を利用した者

(助成金交付申請)

第3条 助成対象者の認定を受けようとする者は、次に掲げる全ての書類を徳島市での宿泊最終日の翌日から起算して14日以内に市長に提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 出張を証明する書類又は出張(指示)証明書(様式第2号)
- (3) 徳島市内の宿泊施設の領収書(写し可)
- (4) アンケート(様式第3号)
- (5) 請求書(様式第4号)

2 市長は、前項の規定による申請について、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、当該申請者に対し、新たな旅のスタイル TOKUSHIMACITY 助成金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第4条 市長は、前条に基づく申請書等の内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、助成対象者が指定する口座に助成金を速やかに振り込むものとする。

2 市長は、前項による審査の結果、内容が不相当である場合は、助成対象者に不交付決定を通知するものとする。

3 市長は、前条の関係書類に不備がある場合は、助成対象者に関係書類の補正を命じることができるものとする。

(助成対象レジャー及び宿泊)

第5条 助成の対象となるレジャーとは、助成対象者が徳島市への出張の前後の日に行った徳島県内のレジャーをいう。

2 助成の対象となる宿泊とは、助成対象者が当該レジャーのために行った出張と連続した宿泊をいう。

3 助成金の対象となる宿泊の期間は、令和4年6月1日から令和5年1月31日までとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、1回の請求につき5,000円とする。

(助成泊数)

第7条 助成泊数は、市長が予算の範囲内で定めるものとし、予定泊数に達し次第受付終了とする。

(情報発信)

第8条 助成対象者は、徳島市での滞在期間の内容について、SNS等を通じて積極的に情報発信に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。